

福島県内における
周知の埋蔵文化財包蔵地の決定に係る指針

令和6年3月7日

福島県教育委員会教育長

福島県内における周知の埋蔵文化財包蔵地の決定に係る指針

令和6年3月7日

福島県教育委員会教育長

1 趣旨

福島県内における周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付け庁保記第75号、文化庁次長通知。以下「平成10年通知」という。）及び「埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準」（平成12年4月、以下「取扱い基準」という。）に基づき、以下のとおり取り扱う。

2 用語

- (1) 土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財（法第92条第1項）という。
- (2) 埋蔵文化財を包蔵する土地を埋蔵文化財包蔵地といい、埋蔵文化財包蔵地台帳（以下「包蔵地台帳」という。別紙1）に登載し、県が周知の埋蔵文化財包蔵地として決定した埋蔵文化財包蔵地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」（法第93条第1項）という。
- (3) 周知の徹底を図る手段として地方公共団体が作成した地図を「遺跡地図」という。

3 基本的な考え方

- (1) 埋蔵文化財包蔵地の所在及び範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村の文化財保護担当部局が行う。ただし、現在それを実施するための体制が整っていない市町村、並びに埋蔵文化財包蔵地の所在及び範囲の把握並びに資料の整備が不十分な市町村については、県が分布調査等を実施し又は必要な助言及び支援を行うことができる。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地の所在及び範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、分布調査、試掘・確認調査その他の調査結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新及び高精度化を図る。
- (3) 県は、当該市町村と所在・範囲について調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。
- (4) 県及び市町村は遺跡地図及び包蔵地台帳等の資料を整備し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等により周知の徹底を図る。
- (5) 周知の埋蔵文化財包蔵地は、包蔵地台帳により管理する。1つの周知の埋蔵文化財包蔵地につき1台帳を作成し、県と当該市町村が共通のものを保有する。
- (6) 周知の埋蔵文化財包蔵地に削除、消滅、統合及び内容の変更（以下「変更増

補」という。)があった場合には福島県埋蔵文化財包蔵地台帳(変更増補)(以下「変更増補台帳」という。別紙2)を作成し、最新の情報を整備する。県は、当該市町村と変更増補について調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地の変更増補を決定する。

(7) 複数市町村にまたがる埋蔵文化財包蔵地は、それぞれの市町村で別の周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。

(8) 周知の埋蔵文化財包蔵地の決定及び変更増補は土地に対して一定の法規制をかける行為であるため、県と当該市町村との調整は慎重に行い、具体的根拠に基づき第三者に説明可能な資料を整備するとともに、必要な事務手続きを可能な限り速やかに行うよう努める。

(9) 新たな分布調査等の成果に基づき、市町村単位ですべての包蔵地台帳及び変更増補台帳を更新する場合は、すべて新規の包蔵地台帳として取り扱う。更新を実施する際は事前に事業内容を県と予め調整し、台帳作成方法について確認する。変更増補を行う場合は、上記(6)に準じる。

なお、更新前の包蔵地台帳等は、埋蔵文化財の履歴を示す資料であることから、適切に保存する。

4 周知の埋蔵文化財包蔵地の決定の流れ

(1) 市町村は、把握した埋蔵文化財包蔵地について、包蔵地台帳を作成して県に提出する。

(1の2) 県は、県が把握した埋蔵文化財包蔵地について、包蔵地台帳を作成して当該市町村に提示する。

(2) 県及び当該市町村は、埋蔵文化財包蔵地の所在及び範囲について調整する。

(3) 県は、周知の埋蔵文化財包蔵地を決定して当該市町村に通知する。

5 周知の埋蔵文化財包蔵地の変更増補決定の流れ

(1) 県及び市町村は、次の各号の一に該当する場合に周知の埋蔵文化財の変更増補を行う。なお、名称の変更は、変更することによる大きな混乱が生じない場合に限る。

ア 試掘・確認調査等を実施した結果、遺跡地図や包蔵地台帳に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲等が実際と異なることが明らかとなった場合。

イ 試掘・確認調査等を実施した結果、周知の埋蔵文化財包蔵地が埋蔵文化財包蔵地でないことが確定した場合。

ウ 隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地を統合する場合。

エ 個々の周知の埋蔵文化財包蔵地を1つの群として取り扱う場合。

オ 1つの周知の埋蔵文化財包蔵地を分割する場合。

カ 市町村合併により同一市町村内に同一名称の周知の埋蔵文化財包蔵地がある場合。

キ 周知の埋蔵文化財包蔵地所在地の正しい字名を確認したことにより名称を変更する場合。

ク 発掘調査の実施若しくは工事により埋蔵文化財が消滅した、又は盛土等により保護層を確保して施工した等現況に変化があった場合。

(2) 市町村は、上記(1)の各号の一に該当する場合には、変更増補台帳を作成して県に提出する。

(2の2) 県は、上記(1)の各号の一に該当することを把握した場合には、変更増補台帳を作成して当該市町村に提示する。

(3) 県及び当該市町村は、周知の埋蔵文化財包蔵地の変更増補について調整する。

(4) 県は、周知の埋蔵文化財包蔵地の変更増補を決定し、当該市町村に通知する。

8 包蔵地台帳及び変更増補台帳の記載方法

(1) 市町村コード

ア 総務省の全国地方公共団体コード(別紙3)の6桁から、冒頭の「07」を除いた4桁とする。

(2) 県遺跡番号

イ 県遺跡番号は連番とし、新規で決定する周知の埋蔵文化財包蔵地の番号は、それまでの最終番号の次の番号を付番する。

ア 県遺跡番号は変更しない。

ウ 周知の埋蔵文化財包蔵地を統合する場合、統合される周知の埋蔵文化財包蔵地の番号は「(市町村コード)(統合される県遺跡番号) → (市町村コード)(統合先の県遺跡番号)」のように表記する。

エ 埋蔵文化財包蔵地でないことが確定し、削除する場合の番号は「(市町村コード)(県遺跡番号)(欠番)」のように表記する。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の名称

ア 埋蔵文化財包蔵地所在地の字名を名称とする。包蔵地台帳にはふりがなを必ず付すものとする。複数の字にまたがる場合は、埋蔵文化財包蔵地の中心部が所在する字を用いる。同一の字内に複数の埋蔵文化財包蔵地が所在する場合は、当該市町村における名称の付け方を尊重し、アルファベット、アラビア数字又はローマ数字を付す。

イ 同一の市町村内に同名の字がある場合は、字名の前に大字名もしくは旧市町村名を付す。遺構が群をなす場合は、1つの埋蔵文化財包蔵地とする。個々の遺構等についての情報を記載する場合は、枝番で台帳を作成する。

(4) 種別

ア 試掘・確認調査等の結果に基づいて種別を判断する。判断がつかない場合は種別を散布地とする。

イ 同一場所でも種別の異なる埋蔵文化財包蔵地が重複している場合は、それぞれ別の埋蔵文化財包蔵地として扱う。

ただし、生産活動に関連した遺構が主体で、これに従事する人々の住居跡が存在する場合は種別を生産遺跡とする。また、集落の中で鍛冶や製鉄が行われていた場合は種別を集落遺跡とする。

(5) 時代・時期

ア 遺構・遺物等により時代が判断できる場合には、該当時代に○を付け、土器型式等から時期が判断できる場合は時期にも○を付ける（複数可）。特定できない場合は不明とする。

(6) 範囲（別紙4 図1）

ア 東西、南北は正方位で埋蔵文化財包蔵地の東端から西端、南端から北端の距離を測定して記載する。

イ 面積は埋蔵文化財包蔵地の面積を測定して記載する。計測はプランメーター等を用いて図上で行ってもよい。

ウ 古墳及び塚等、遺構を単位とする埋蔵文化財包蔵地の場合は、面積等の記載を省略できる。

(7) 遺構

ア 主な遺構を記載する。その時代を代表する遺構（複式炉、敷石住居、再葬墓等）が検出されている場合は記載する。

(8) 遺物

ア 主な遺物を記載する。土器型式を確認できる場合は記載する。

(9) 保存状況

ア 可能な限りいずれかに○を付ける。「不明」に○を付けた場合は、その理由を簡潔に記す。

イ 「記録保存」「消滅」「盛土保存有り」に○を付けた場合は、その箇所が範囲図でも確認できるようにする。

(10) 文献等

ア 報告書名（発行年月日）、市町村史名等を記載する。

(11) 備考

ア 発掘調査又は工事の履歴等、埋蔵文化財包蔵地の理解に必要な事項を記載する。

(12) 位置図

ア 縮尺1/25,000程度の地形図（市町村で作成した管内図、国土地理院の地形図等）を使用する。

イ 埋蔵文化財包蔵地の位置や範囲を点、実線で記載する。

9 範囲図の記載方法

- (1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲は、関係者の所有権その他の財産権と密接に関わるものであることから、それを図示するときは可能な限り正確かつ明確なものとしなければならない。
- (2) 範囲図に用いる地形図の縮尺は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を明示するため、埋蔵文化財包蔵地の規模に応じて $1/2,500 \sim 1/10,000$ 程度のもの（都市計画図、市町村で作成した地形図等）とすること。
- (3) 範囲図には方位記号（図面の上が真北である場合は省略可）、スケールバーを表記する。複写等により縮尺が変更されることがあるので「 $1/5,000$ 」等の縮尺表記は行わない。
- (4) 埋蔵文化財包蔵地の範囲を明確に実線で表記する。破線で周知されていた場合は、速やかに試掘・確認調査等を実施して実線表記に改める。
- (5) 過去に行われた工事等により埋蔵文化財が消滅した範囲は破線等で（別紙4 図2）、発掘調査又は慎重工事等の措置により埋蔵文化財が消滅した範囲は斜線の網掛け等で（別紙4 図3）それぞれ表記する。
なお、消滅した範囲については、法第93条に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲ではないとみなす。
- (7) 盛土等により保護層を確保して施工した範囲は、網掛け等で表記する（別紙4 図4）。
- (8) 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の変更を行う場合は、変更前の範囲及び変更後の範囲を明確に表記する（別紙4 図5）。
- (9) 埋蔵文化財包蔵地の現況写真や報告書掲載図等を適宜添付するなど、分かりやすい表現となるよう工夫する。

資料 1 (福島県埋蔵文化財包蔵地台帳)

【新規登録台帳】

市町村名		〔 〕	福島県埋蔵文化財包蔵地台帳			番 号	市町村コード	遺跡番号				
(旧市町村名)						〔 〕	(旧番号)					
ふりがな		所在地		指定等	国・県・市・町・村・重要遺跡							
名 称												
(旧名称)												
遺跡の概要	種 別	官衙跡・城館跡・社寺跡・古墳・横穴墓・その他の墓・塚・貝塚・石造物・窯跡・製鉄跡・その他の生産遺跡 ()・散布地・集落跡・その他 ()										
	時 代	旧・縄文(草・早・前・中・後・晩)・弥生(前・中・後)・古墳(前・中・後)・奈良・平安・中世(鎌倉・室町・戦国)・近世・明治・大正・昭和・不明										
	立 地	位 置 図 (1 / 25,000)										
	範 囲	東西 × 南北	×	m	面積	m ²	国土地理院 地形図名					
	現 状	宅地等・公園等・工場等敷地・水田・畑地・山林・道路・荒蕪地・原野・湖底等・その他 ()										
主な遺構	表											
							主な遺物 (土器型式等)					
							保管場所					
保存状況	良好・記録保存(全面・一部)・消滅(全面・一部)・盛土保存等有り・不明 ()											
文 献 等												
備 考												
現地調査年月	令和 年 月	記 載 者		確 認 者 (県)								

市町村名	〔 〕	遺跡名		番 号	市町村コード	遺跡番号
(旧市町村名)	〔 〕	(旧遺跡名)		(旧番号)		
裏						
〔遺跡範囲図〕						
裏						
* 必要に応じて、写真等を添付						

資料1 (福島県埋蔵文化財包蔵地台帳)

【新規登録台帳】

市町村名 (旧市町村名)	〔 〇〇町 〕 〔 〕	福島県埋蔵文化財包蔵地台帳		番号 (旧番号)	市町村コード 0009	遺跡番号 00100
ふりがな	ふくしまいせき	所在地	△△郡〇〇町大字□□字福島	指	国・県・市・町・村・重要遺跡	
名称 (旧名称)	福島遺跡			指	国・県・市・町・村・重要遺跡	
種別	官衙跡・城館跡・社寺跡・古墳・横穴墓・その他の墓・塚・貝塚・石造物・窯跡・製鉄跡・その他の生産遺跡 ()・散布地・集落跡・その他 ()					
時代	旧・縄文(草・早・前・中・後・晩)・弥生(前・中・後)・古墳(前・中・後)・奈良・平安・中世(鎌倉・室町・戦国)・近世・明治・大正・昭和・不明					
立地	□□川右岸の河岸段丘上			位置図 (1/25,000)		
範囲	東西 × 南北 400 × 660 m 面積 132,000 m ²			国土地理院 地形図名	福島	
現状	宅地等・公園等・工場等敷地・水田・畑地・山林・道路・荒蕪地・原野・湖底等・その他 ()					
主な遺構	竪穴住居跡、土坑					
主な遺物 (土器型式等)	土師器(表杉ノ入式)		いずれかに○をつける			
保管場所						
保存状況	良好・記録保存(全面・一部)・消滅(全面・一部)・盛土保存等有り・不明 ()					
文献等	『〇〇町内遺跡分布調査報告』(令和6年1月、〇〇町教育委員会)					工事履歴など埋蔵文化財包蔵地の理解に必要な情報を記載
備考	工場建設に伴い試掘・確認調査を実施し遺構を検出、工事に際しては盛土を行い遺構を保護した。					
現地調査年月	令和 5 年 11 月	記載者	〇〇町教育委員会 福田島太郎	確認者(県)	(県で確認後、担当者名を記入します)	

市町村名 (旧市町村名)	〔 〇〇町 〕 〔 〕	遺跡名 (旧遺跡名)	福島遺跡	番号 (旧番号)	市町村コード 0009	遺跡番号 00100
<p>〔遺跡範囲図〕</p> <p>* 必要に応じて、写真等を添付</p>						

【変更増補】

市町村文書記号番号日付

100番の遺跡を
10番の遺跡に
統合する場合

福島県埋蔵文化財包蔵地台帳(変更増補)

第	号
令和	年 月 日

市町村名	ふりがな	No.
県遺跡番号 0009-00100 → 0009-00010	遺跡名	

変更内容及び理由

変更増補の番号を記入
1回目の変更増補なら「No.2」となります

例① 1 変更内容 遺跡の範囲の変更:東西×南北 O×Om 面積OOm²

2 変更理由 O月O日に実施した農地整備事業に伴う試掘・確認調査

により遺跡の範囲が広がることを確認したため。 ※要試掘・確認結果調査の添付

3 特記事項

例② 1 変更内容 遺跡の一部消滅

2 変更理由 O月O日～O月O日に実施した県道改良工事に伴う発掘調査により、遺跡の一部が消滅したため。

3 特記事項 参考文献『福島県文化財調査報告書 第OO集 OO遺跡』

変更年月日	平成 年 月 日	変更確認者 職・氏名
-------	----------	---------------

* 太線内を記入

市町村名	ふりがな	No.
県遺跡番号	遺跡名	

令和 年 月 日

地図(写真)

* 地図は、詳細な(縮尺の大きい)地形図を使用する。
* 遺跡の位置、範囲の変更の場合は、変更前と変更後が分かるように表記する。

団体コード	都道府県名 (漢字)	市区町村名 (漢字)	都道府県名 (カナ)	市区町村名 (カナ)
070009	福島県		フクシマケン	
072010	福島県	福島市	フクシマケン	フクシマシ
072028	福島県	会津若松市	フクシマケン	アイヅワカマツシ
072036	福島県	郡山市	フクシマケン	コオリヤマシ
072044	福島県	いわき市	フクシマケン	イワキシ
072052	福島県	白河市	フクシマケン	シラカワシ
072079	福島県	須賀川市	フクシマケン	スカガワシ
072087	福島県	喜多方市	フクシマケン	キタカタシ
072095	福島県	相馬市	フクシマケン	ソウマシ
072109	福島県	二本松市	フクシマケン	ニホンマツシ
072117	福島県	田村市	フクシマケン	タムラシ
072125	福島県	南相馬市	フクシマケン	ミナミソウマシ
072133	福島県	伊達市	フクシマケン	イダシ
072141	福島県	本宮市	フクシマケン	モトミヤシ
073016	福島県	桑折町	フクシマケン	コオリマチ
073032	福島県	国見町	フクシマケン	クニミマチ
073083	福島県	川俣町	フクシマケン	カワマタマチ
073229	福島県	大玉村	フクシマケン	オオタムラ
073423	福島県	鏡石町	フクシマケン	カガミイシマチ
073440	福島県	天栄村	フクシマケン	テンエイムラ
073628	福島県	下郷町	フクシマケン	シモゴウマチ
073644	福島県	檜枝岐村	フクシマケン	ヒノエタムラ
073679	福島県	只見町	フクシマケン	タダミマチ
073687	福島県	南会津町	フクシマケン	ミナミアイツマチ
074021	福島県	北塩原村	フクシマケン	キタシオハラムラ
074055	福島県	西会津町	フクシマケン	ニシアイツマチ
074071	福島県	磐梯町	フクシマケン	ハンダイマチ
074080	福島県	猪苗代町	フクシマケン	イナワシロマチ
074217	福島県	会津坂下町	フクシマケン	アイヅバンゲマチ
074225	福島県	湯川村	フクシマケン	ユガワムラ
074233	福島県	柳津町	フクシマケン	ヤナイヅマチ
074446	福島県	三島町	フクシマケン	ミシママチ
074454	福島県	金山町	フクシマケン	カネヤママチ
074462	福島県	昭和村	フクシマケン	ショウワムラ
074471	福島県	会津美里町	フクシマケン	アイヅミサトマチ
074616	福島県	西郷村	フクシマケン	ニシゴウムラ
074641	福島県	泉崎村	フクシマケン	イズミザキムラ
074659	福島県	中島村	フクシマケン	ナカシマムラ
074667	福島県	矢吹町	フクシマケン	ヤブキマチ
074811	福島県	棚倉町	フクシマケン	タナクラマチ
074829	福島県	矢祭町	フクシマケン	ヤマツリマチ
074837	福島県	塙町	フクシマケン	ハナワマチ
074845	福島県	鮫川村	フクシマケン	サメガワムラ
075019	福島県	石川町	フクシマケン	イシカワマチ
075027	福島県	玉川村	フクシマケン	タマカワムラ
075035	福島県	平田村	フクシマケン	ヒラタムラ
075043	福島県	浅川町	フクシマケン	アサカワマチ
075051	福島県	古殿町	フクシマケン	フルドノマチ
075213	福島県	三春町	フクシマケン	ミハルマチ
075221	福島県	小野町	フクシマケン	オノマチ
075418	福島県	広野町	フクシマケン	ヒロノマチ
075426	福島県	楢葉町	フクシマケン	ナラハマチ
075434	福島県	富岡町	フクシマケン	トミオカマチ
075442	福島県	川内村	フクシマケン	カノウチムラ
075451	福島県	大熊町	フクシマケン	オオクママチ
075469	福島県	双葉町	フクシマケン	フタバマチ
075477	福島県	浪江町	フクシマケン	ナミエマチ
075485	福島県	葛尾村	フクシマケン	カツラオムラ
075612	福島県	新地町	フクシマケン	シンチマチ
075647	福島県	飯舘村	フクシマケン	イイタテムラ

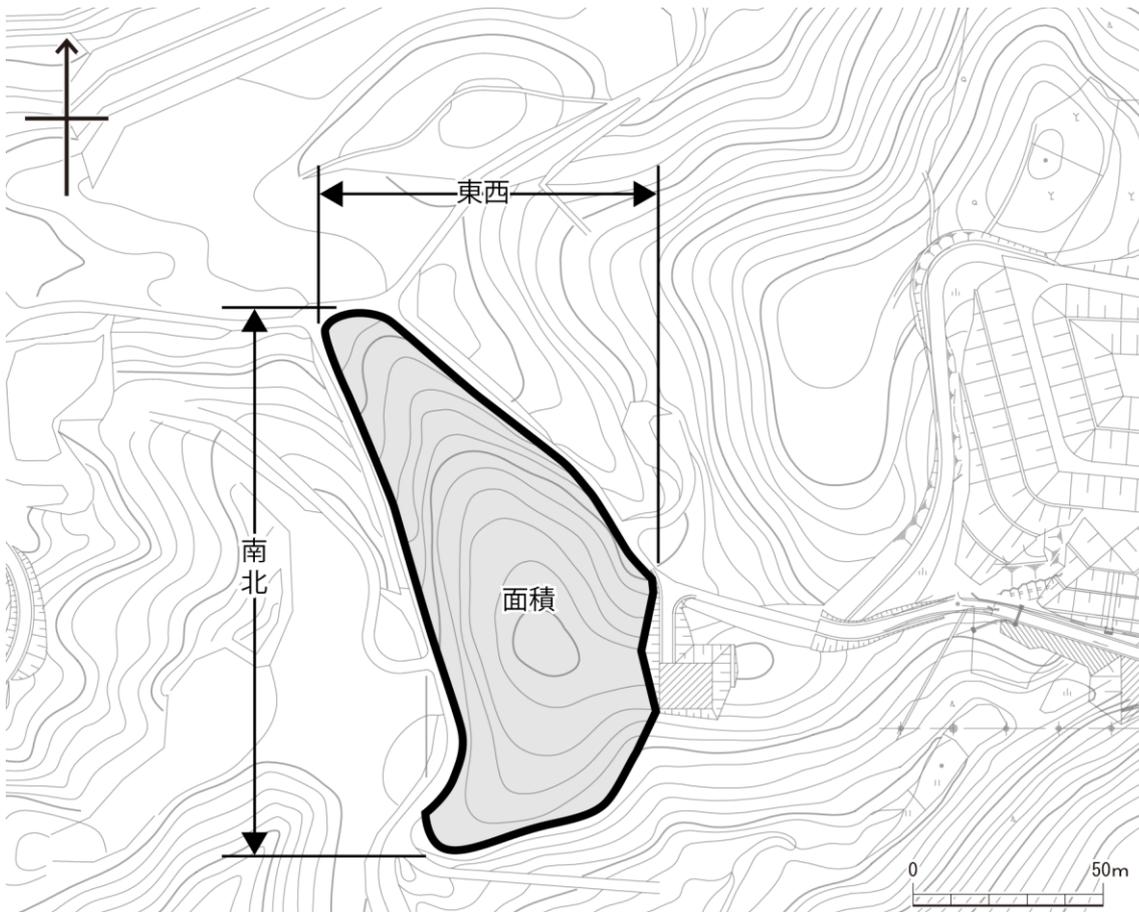


図1 範囲の測り方

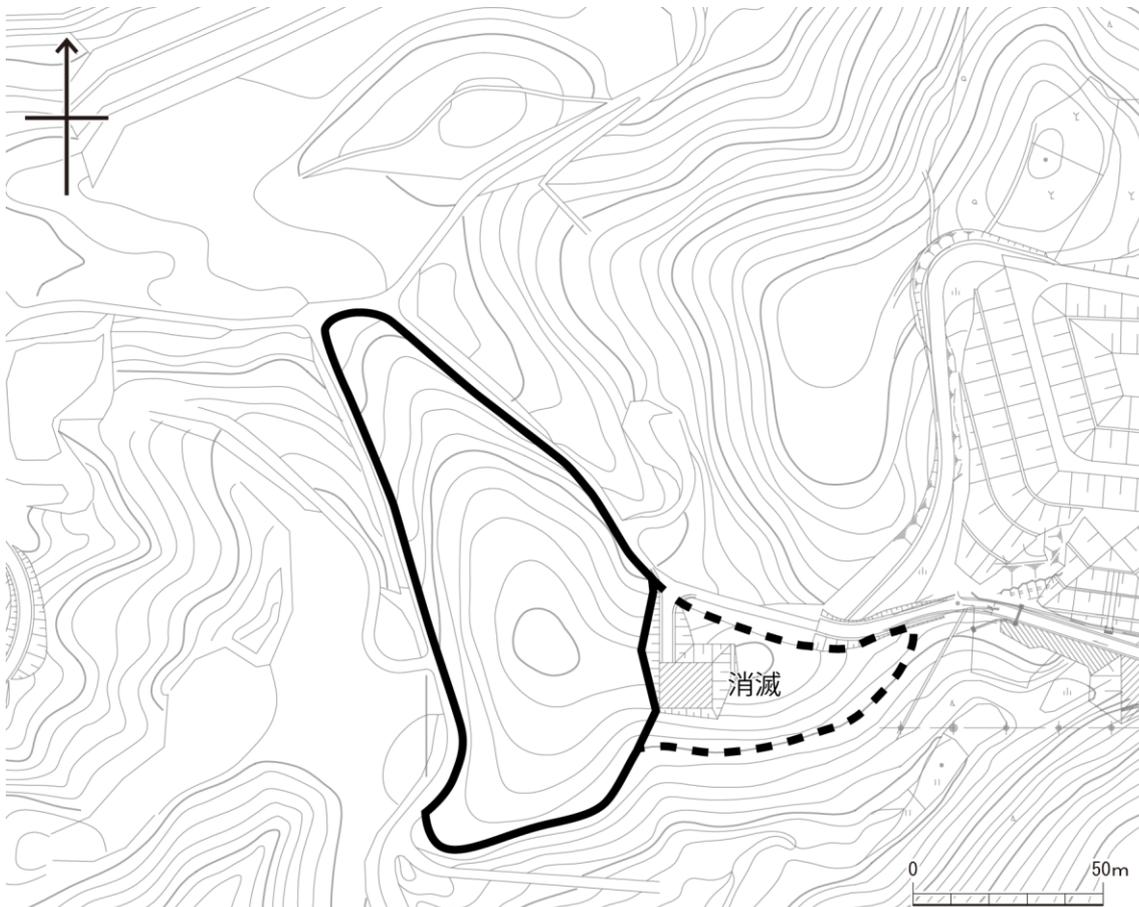


図2 過去に行われた工事等により埋蔵文化財が消滅した範囲の表現例

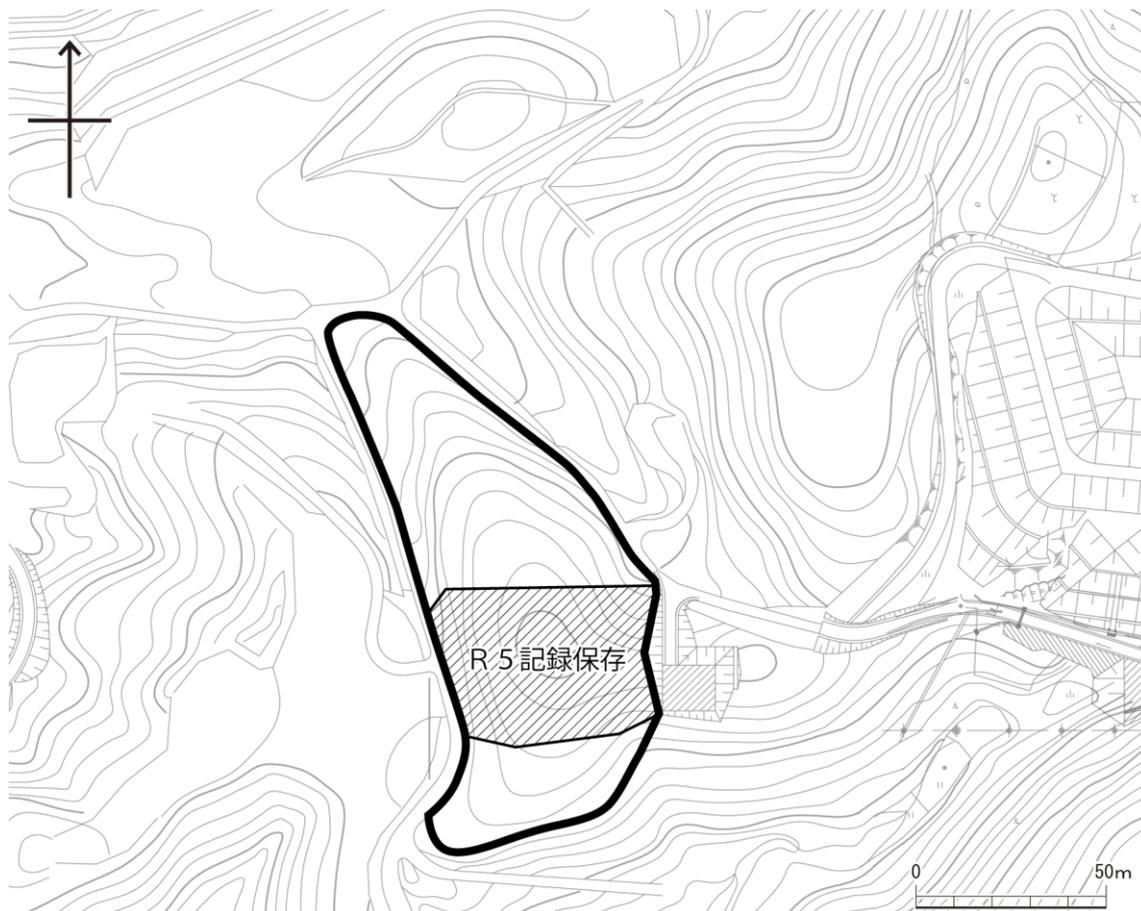


図3 発掘調査又は慎重工事等の措置により埋蔵文化財が消滅した範囲の表現例

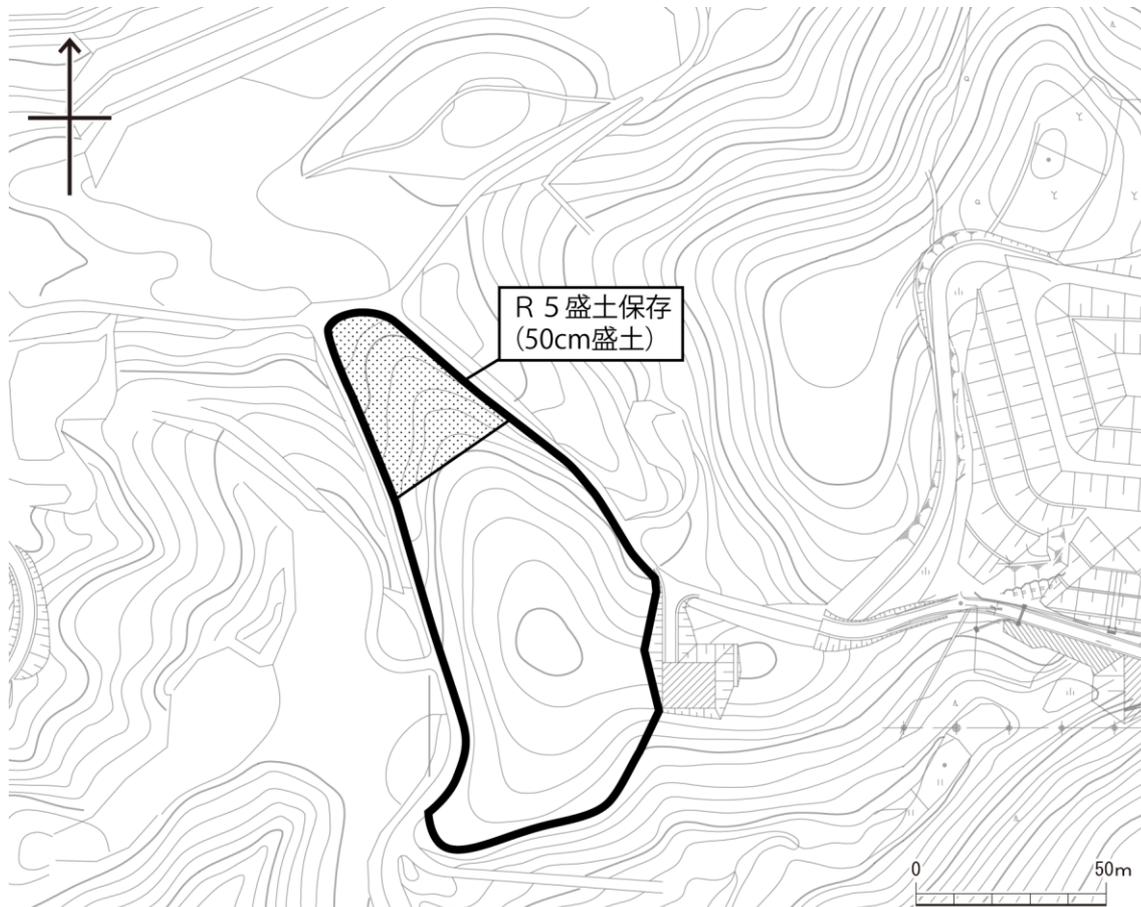


図4 盛土等により保護層を確保して施工した範囲の表現例

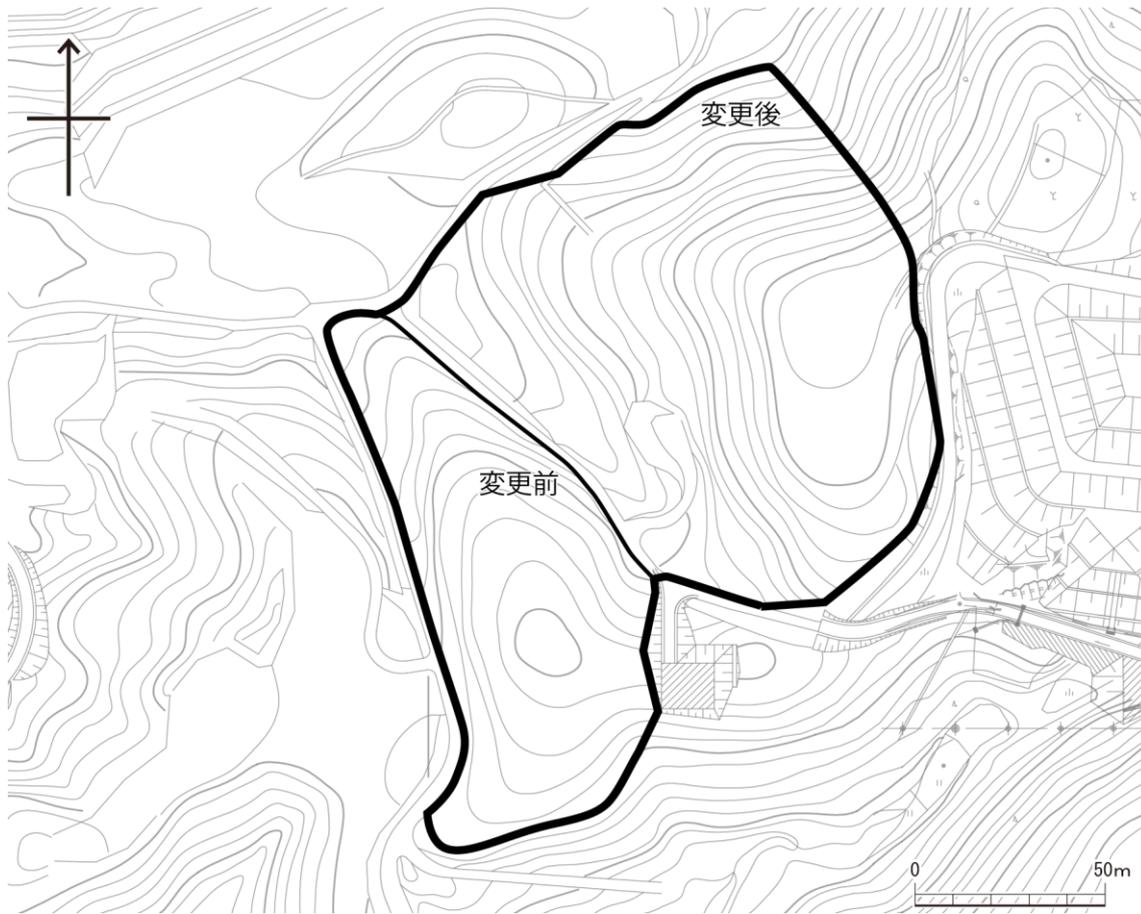


図5 変更前の範囲及び変更後の範囲の表現例